

令和7年度

千葉県高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修

(基礎課程)

行政説明

千葉県 高齢者福祉課 法人指導班

高齢者虐待防止法の概要

- ・法律ができた背景

H 1 2 年 児童虐待防止法

H 1 5 年 厚生労働省による調査

〔虐待を受けている高齢者のうち、約 1 割が生命に関わる危険な状態であった
約半数が心身の健康に悪影響がある状態であった〕

H 1 8 年 高齢者虐待防止法

H 2 3 年 障害者虐待防止法

高齢者虐待防止法の概要（法第1条）

・特徴

- ① 住民に最も身近な市町村や都道府県を具体的な対策の担い手として位置付けること
- ② 高齢者虐待の早期発見、早期対応を図ること
- ③ 養護者の支援を行い、その負担の軽減を図ること

・目的

高齢者の権利利益の擁護

条文の読み方

- 項**
- 第二条** この法律において「高齡者」とは、六十五歳以上の者をいう。 **“第二条第1項”**
- 2 この法律において「養護者」とは、高齡者を現に養護する者であって……
- 3 この法律において「高齡者虐待」とは、養護者による高齡者虐待及び養介護施設従事者等による高齡者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による虐待」とは次のいずれかに該当する行為をいう。
- 号**
- 一 養護者がその養護する高齡者について次に行う行為
- イ 高齡者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
 - ロ 高齡者を衰弱させるような…… **“第二条第4項第一号イ”**

高齢者虐待の早期発見（法第5条）

第五条

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他 高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい 立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

⇒ **高齢者虐待**について、養介護施設従事者に虐待の早期発見が期待されている。

※ **高齢者虐待**：法第2条第3項『この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。』

養護者による虐待の防止（法第7条）

- ・高齡者虐待を受けたと思われる高齡者を発見した場合で、
当該高齡者の生命又は身体に重大な危険が生じている

⇒ 速やかに、市町村に通報しなければならない

- ・高齡者虐待を受けたと思われる高齡者を発見した場合、

⇒ 速やかに、市町村に通報するよう努めなければならない

養護者における虐待の防止（法第9条）

通報後の流れ

市町村による事実の確認（立入調査）



市町村による対応

- ・ 措置入所（一時的に保護するため、養護老人ホームや特別養護老人ホームへ入所）
- ・ 在宅で必要な福祉サービスの提供
- ・ 成年後見等の審判開始請求

養介護施設従事者等による虐待の防止（法第2条第5項）

- ・以下の施設、サービス業務に従事する者が対象

【施設】（法律上：養介護施設）

老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等）、有料老人ホーム、介護老人保健施設 等

【サービス】（法律上：養介護事業）

老人居宅生活支援事業、居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業 等

⇒ 高齢者介護に携わる業務に従事する者は、ほぼ対象になる

養介護施設従事者等による虐待の防止（法第2条第5項）

虐待行為

- イ **身体的虐待**：外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
- ロ **介護・世話の放棄・放任**：衰弱させるような著しい減食、長時間の放置など
- ハ **心理的虐待**：著しい暴言、著しく拒絶的な対応など
- ニ **性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること・させること
- ホ **経済的虐待**：高齢者の財産を不当に処分する、不当に財産の利益を得る

【参考】養介護施設従事者等による虐待の例 ①

区分	具体例
<p>身体的虐待</p>	<p>① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 ・ぶつかって転ばせる。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等</p>
<p>介護・世話の放棄・放任</p>	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。

【参考】養介護施設従事者等による虐待の例 ②

区分	具体例
介護・世話の放棄・放任	<p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。 <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいらなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言い脅す。 <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。

【参考】養介護施設従事者等による虐待の例 ③

区分	具体例
心理的虐待	<p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none">・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。・高齢者がしたくともできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none">・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none">・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 <p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。

【参考】養介護施設従事者等による虐待の例 ④

区分	具体例
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。 <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

養介護施設従事者等による虐待の防止（法第21条）

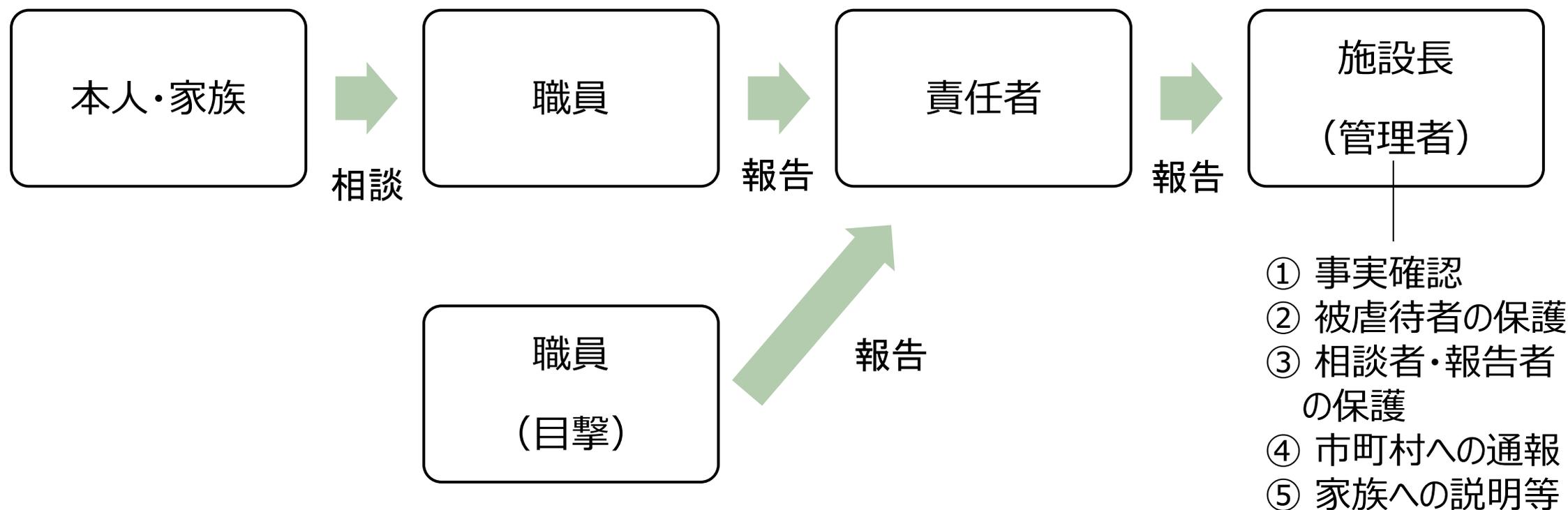
・養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において、業務に従事する養介護施設従事者等による**高齢者虐待を受けたと思われる 高齢者を発見した場合**は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

⇒ 自施設内・事業所内で高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、生命身体の状態に関わらず、市町村に通報しなければならない。

養介護施設従事者等による虐待の防止

・対応例

(参考) 千葉県高齢者虐待対応マニュアル P.146



⇒ 予め組織として対応を決めておくことが重要

身体的拘束について（老人福祉法第17条）

・特別養護老人ホームの例

都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。（中略）



特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
第十六条

4 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため
緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動
を制限する行為を行ってはならない。

身体的拘束について

- 5 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない
 - 6 次に掲げる措置を講じなければならない
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（三月に一回以上）の開催及び、職員への結果の周知徹底
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 職員への定期的な研修の実施
- ※①から③は身体的拘束を行っていない場合でも行う必要がある**

虐待の防止について

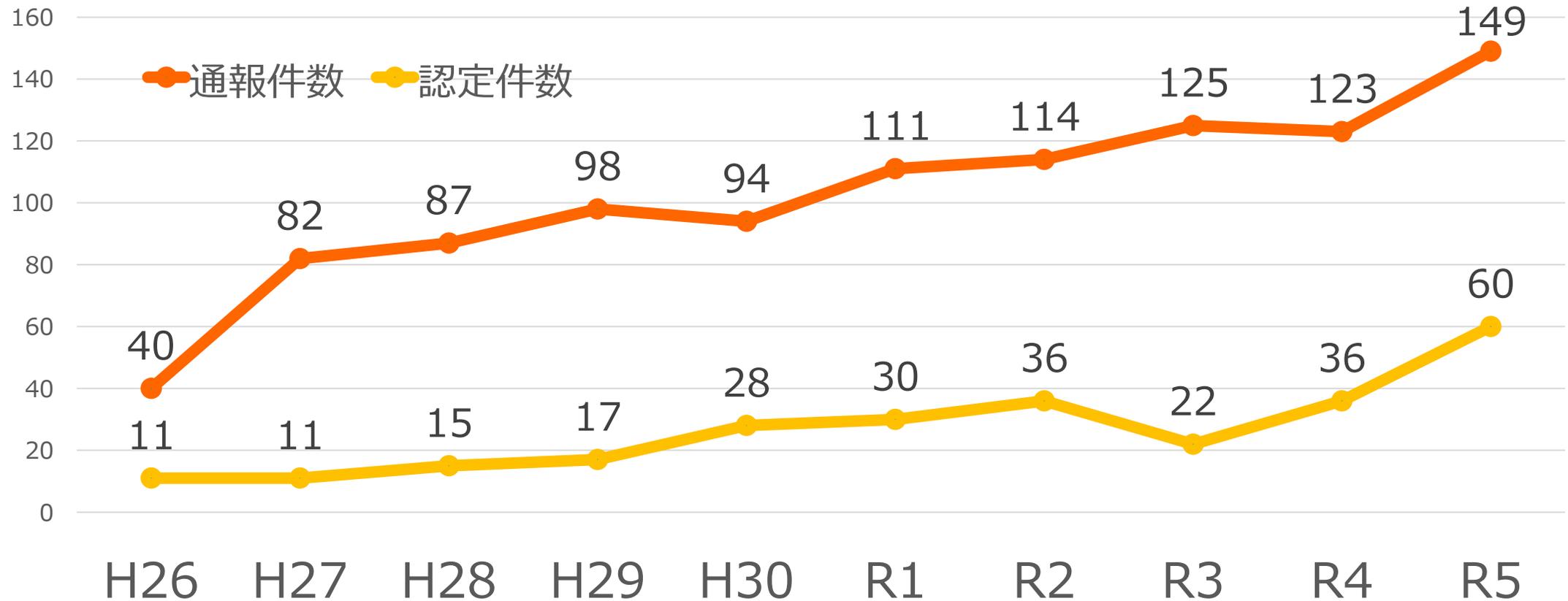
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

第三十二条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- ②虐待防止のための指針を整備すること
- ③職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること
- ④虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

※令和3年4月1日施行、令和6年4月1日より義務化

養介護施設従事者等による虐待の状況



⇒通報（相談）件数は増加傾向